

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

栃木厚生年金 事案 1191 (事案 345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 33 年 8 月まで

昭和 30 年 11 月から 33 年 8 月まで、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。働いていたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚及び事業主の甥の証言から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、未適用事業所であるところ、同社の事業主及び申立人が氏名を挙げた同僚5人の年金記録を確認したが、その全員が同社において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、新たに申立人が作成した当時の同僚の氏名等の一覧表が提出され、当該資料により確認ができた元同僚の妻から聴取したところ、「当時、夫は国民健康保険に加入していたので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、事実、オンライン記録を見ても、当該元同僚が厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。